

近代木曾林業と第二回内国勸業博覧会

——「第二回内国勸業博覧会関係文書」より——

はじめに

一 近代産業と内国勸業博覧会

(一) 内国勸業博覧会

(二) 第二回内国勸業博覧会

二 第二回内国勸業博覧会と木曾出張所

(一) 出品要請の到来

(二) 出品物の内訳

- ① 出品樹木
- ② 官林図と木曾谷模造彫刻
- ③ 伐木器械
- ④ その他の出品物

(三) 博覧会出品経費の内訳

三 第二回内国勸業博覧会での評価と木曾林業

(一) 内国勸業博覧会と林業の評価

(二) 近代木曾林業の様相

おわりに

はじめに

信濃国木曾地方は檜の美林に恵まれ、古来から寺社や城館建築の主要材を提供してきた。だからこそ江戸幕府は、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦直後、直ちに木曾山林を「御林」とし、元和元年（一六一五）に木曾地方を尾張藩領とした後も「材木之儀者、公儀御用ニ茂」伐り出すとして、御林同然に材木の採出権を幕府に保留した。^{〔1〕}

このため木曾山林の支配系統は複雑なものとなり、寛文五年（一六六五）までは、幕府の木曾福島関所番山村甚兵衛家が、幕府・尾張藩両属という立場で木曾山林と村方三三ヶ村を一手に支配し、寛文五年以降は、尾張藩直属の上松材木役所が木曾山林を支配し、村方支配と山林取締は山村家が引き続き請け負った。この上松材木役所の設置以降、尾張藩と御用商人が木曾山林を独占的に運営し、木曾村方の住民による山林との関わりは、杣・日用として雇われるか、日常の利用とに限定された。享保一三年（一

田原昇

七二八)には御停止木として木曾五木(檜・榎・明檜・榎・鼠子)が確定し、住民による山林利用はますます不便となつていった。⁽²⁾

しかも明治四年(一八七二)の廃藩置県後には、日常の利用のため木曾五木の採出以外は開放されていた明山を含めて、木曾山林のほとんどが明治政府の「官林」に編入され、住民の山林利用が一層困難となる。明治一年には官民有林の境界区分が確定し木曾山林は内務省地理局木曾出張所の所管となり、明治一四年農商務省の新設によつて同省山林局木曾山林事務所と改称、官林管轄機構がほぼ確立する。そして明治二二年に木曾山林全体が帝室の「御料林」として宮内庁御料局木曾支庁の管轄となつた。この間も山林運営は政府主導で行われ、木曾の住民は官林下戻し運動・官民有境界改訂運動・御料林問題を通じて、木曾山林の所有と民間利用について様々な問題を投げかけ続けた。⁽³⁾

さて、維新から明治二〇年代にかけて、御林・官林・御料林へと支配・管轄が推移していく中、木曾山林の利用に関する尾張藩・明治政府と住民との様々な運動・問題については、多くの先行研究が解明してきた。⁽⁴⁾しかし、当該時期を舞台とした『夜明け前』という著名な作品の存在によつてか、その研究は官民による山林所有の問題にのみ目が向けられ、当該時期における木曾林業の近代化の様相については等閑視されてきた。⁽⁵⁾

そこで本報告では、この度、中部森林管理局所蔵史料の調査により所在が明らかとなつた、明治一四年第二回内国勸業博覧会に関する文書を利用して、明治前期における木曾林業の様子について検討を試みたい。

中部森林管理局が所蔵している内国勸業博覧会関係文書はつぎの七点である。

①「明治十三年五月博覧会出品経費・模像彫刻費受払簿」(整一六二)

②「明治十三年」博覧会一件録」(整二〇七)

③「博覧会級込局員・人民之部」山林局福島主張所・作成(整二二八)

④「明治十三年度第二博覧会経費受払簿」山林局木曾出張所・作成(整二二八)

⑤「明治十三年一月第二回内国勸業博覧会諸来翰綴込」(整二四六)

⑥「明治十四年」第二回内国勸業博覧会書類」木曾山林事務所・作成(整二八一)

⑦「明治十三年七月博覧会出品経費精算簿」山林局木曾出張所・作成(別六九)

同局所蔵の内国博覧会の文書は全て第二回の木曾地方に関するものである。内訳は、内務省との通信・伝達⁽³⁾⁽⁵⁾、予算・経費⁽¹⁾⁽⁴⁾⁽⁷⁾、報告書⁽²⁾⁽⁶⁾となつている。

第二回内国勸業博覧会は、明治一四年に東京上野公園で開催された。明治一〇年第一回内国博覧会の目的が、全国の物産を広く国民に開陳して民衆の「眼視の力」を養成することにあつたのに対して、第二回では「物品の比較」に主眼をおき、各館内の展示は横軸を府県別、縦軸を部類別とし、観覧者が一目で出品物の精粗巧拙が比較できるように工夫してあつた。⁽⁷⁾よつて、これら新出史料七点をもちいて、第二回内国博覧会における木曾林業の出品状況を検討することで、明治前期における木曾林業の様相を浮き彫りにできると考えている。

一 近代産業と内国勸業博覧会

本章では、検討に先立ち、第一回から第五回まで行われた内国勸業博覧

会の概要と第二回の開催意義についてまとめた。

(一) 内国勸業博覧会

内国勸業博覧会とは、殖産興業政策の一環として在来産業を奨励し、欧米技術の移植を推進するため、明治政府が主催した商工業品の展示会である(表1参照)。⁽⁸⁾

第一―三回(明治一〇・一四・二三年)は東京上野公園で開催された。第一回は内務卿大久保利通を総裁とし、ウィーン万国博覧会を模範として新興国日本の意気を示す国家をあげての一大イベントとなった。初開催ながら一応の成功を収めたが、各館の陳列は府県別とするにとどまり、部門別の陳列に難があった。林業関係は農業に包括して出品されたにすぎず、木材が最も多かった。第二回では、出品物の精粗巧拙を観覧者が一目で比較できるように各館内での陳列に工夫がなされた。明治九年パリ万国博覧会の方法を参考として、横軸を府県別、縦軸を部類別とする配列方法に改められた。林業関係は第一回と同じく農業の一部として取り扱われ出品品目も大体同様であった。ただし、内務省山林局本局が参考品を展示した点に特徴があり、博覧会などにおける参考出品の先駆となった。第三回は、実現しなかったが「垂細垂大博覧会」として構想が始まるなど、規模の拡大が目立ち観覧者数をはじめ一〇〇万人を超えた。しかし、当初懸念されていたとおり、江戸時代以来の見せ物的意識による観覧者が多くなり、博覧会の受容のされ方に齟齬が生じてきていた。今回、林業関係は山林という名称で農業、園芸に続き展示された。

第四回(明治一八年)と第五回(明治三六年)は東京以外での開催となった。

近代木曾林業と第二回内国勸業博覧会

第四回は、平安遷都千百年紀年祭の一環として、京都岡崎公園で開催された。これは京都商業会が、東京遷都後に衰微した京都の復興策として誘致したもので、これまでとは開催理由が変化している。今回もまた林業関係は農業、園芸に続き展示されたが、名称を森林と改めている。第五回は大阪天王寺公園で開催されたが、これまでとは会場面積を大きく上回り、観覧者数も激増した博覧会となった。特に外国参加、植民地展示、多数の余興の挙行など、今までにない要素が加わった。これは内国博から万国博への志向の現れでもあり、内国博の娯楽化がより強まったためでもあった。今回は、林業関係が大日本山林会の斡旋ではじめて林業部として独立し、林業館を設置して展示された。

このように内国勸業博覧会は、回を追うごとに出品点数・観覧者数ともに増加していった。林業関係も、農業の一部門から独立した林業部へ展示部門を進歩させている。しかし、第三回をすぎると、在来産業の奨励と欧米技術の移植推進といった当初の目的をはずれ、見せ物的意識や地域の復興といった傾向がみえた。

(二) 第二回内国勸業博覧会

では、第二回の開催意義とは何か。第二回は、経費節減のため第一回ほどの出品奨励策がとれなかったが、出品点数・観覧者数ともに第一回を凌ぎ、政府の一大事業は一応成功したといえる。これは、各府県との協力体制が整い、地方行政の末端までも出品収集活動に精励したおかげであった。もともと、規模の拡大の割に自発的出品者の数は少なく、博覧会出品の有益性に対する一般の認識は浸透していなかった。とはいえ、府県別展示か

表1 内国勸業博覧会の概要

回数	会場	会期	会場面積	出品点数	出品人員	観覧者数
第一回	東京上野公園	明治10年 8月22日～11月30日	2万9,000坪	1万4,000点	1万6,000人	45万人
第二回	東京上野公園	明治14年 3月10日～6月30日	4万3,000坪	8万5,000点	3万1,000人	82万2,000人
第三回	東京上野公園	明治23年 4月1日～7月31日	4万坪	16万7,000点	7万7,000人	102万3,000人
第四回	京都岡崎公園	明治28年 4月1日～7月31日	5万坪	16万9,000点	7万3,000人	113万6,000人
第五回	大阪天王寺公園	明治36年 3月1日～7月31日	11万4,000坪	27万6,000点	13万人	530万5,000人

* 『週刊朝日百科日本の歴史106 博覧会 近代化と技術移転』(朝日新聞社、1988年)、『博覧都市 江戸東京展』(江戸東京歴史財団、1993年)、『殖産興業と万国博覧会』(長野県立歴史館、1997年)、國雄行『博覧会の時代—明治政府の博覧会政策—』(岩田書院、2005年)を参考に作成。

ら部種別展示へと変化させるなど施設・展示技術の向上が見受けられる。事実、同種の出品物の比較を容易にして出品者間の競争心をあおり、殖産工業といった本来の目的に適った博覧会へとより進歩している⁹⁾。

例えば、第一回では欠陥が多く不評であった渡辺恭・柴田徳蔵兄弟(長野県)の水車式織機は、第二回では足踏み式に改良出品され好評を得た。また、第一回で絶賛された臥雲辰致(長野県)のガラ紡機は、様々な新機軸が盛り込まれ第二回に再度出品されている。このように出品者同士が競争を意識し、様々な出品物について進歩改良が促進された¹⁰⁾。

何れにしても第二回内国勸業博覧会は、ほとんどの分野で第一回を数的に上回り、各産業の進歩と改良への競争意識を育成したといえよう。

二 第二回内国勸業博覧会と木曾出張所

本章では、中部森林管理局所蔵「内国勸業博覧会関係文書」七点から、山林局木曾出張所による第二回内国博への出品状況を明らかにしたい。この第二回内国博へは、山林局木曾出張所から多くの出品物が展示されたが、第一章第二節で述べたとおり、木曾林業に関しても自発的出品者は少なかつた。よって、木曾出張所による出品が、木曾林業に関する展示の主体であり、なおかつ当時の木曾林業の様子を物語るものとなった。

(一) 出品要請の到来

明治一二年(一八七九)四月七日、大蔵卿大隈重信と内務卿伊藤博文の連署により、第二回内国勸業博覧会が明治一四年三月一〇日から六月三〇日まで、東京上野公園で開催される旨が布告された。同年八月には、第二回内国博の規則類が布達され、各府県での出品物の収集活動が開始する¹¹⁾。それから四ヶ月後の同年一二月二四日、内務省山林局長代理から木曾出張所に宛て、つぎのような布達が到来し、木曾地方でも本格的に林業に関する出品物の収集が開始する¹²⁾。

〔史料一〕

第二回内国勸業博覧会出品之儀ニ付テハ、追テ採取購入方等之義取調可相達候得共、差向別紙之振合ヲ以出品候見込ニ付、此旨為心得示置候条、其所管内ニ於テ出品致可然ト見込候品有之候ハ、早々取調可申出、此旨相達候也

山林局長 桜井勉代理
十二年十二月廿四日 権少書記官 片山廉範 印

御雇小林九右衛門殿

このように出品物については、木曾出張所はじめ各管内が出品に相応しい品物を取り調べ、見込みを上申するように命じている。最初から山林局に大凡の見込みがあり、収集を命じていたわけではなく、出品物の候補は概ね現地に委ねられていたようである。

そして木曾出張所では、出品物の見込みを「出品材所産地取調書」にまとめ、山林局の決裁を受けた後、よりくわしい調査が行った。つぎの史料は先の通達から五ヶ月後の明治十三年五月二日、山林局長から木曾出張所に宛てた通達である。⁽¹³⁾

〔史料一〕

出発九四号

第二回内国勸業博覧会へ出品材所産地取調書之儀ニ付テハ出発四八号ヲ以相達置候処、更ニ別紙每品解説書式相達候ニ付、木材其他物品共、凡ベテ、現品ノ名称・出所・使用筋・製造法、或ハ一ヶ年産出高等ニ至ル迄、詳細取調差出可申、此段相達候也

但、四八号ヲ以相達候廉々無洩解説中ニ記載スベキ事

山林局長心得

明治十三年五月廿二日 内務少輔 品川弥二郎 印

御雇渡辺中殿

御雇小林英介殿

この時期になると解説の書式などが決定し、それに則した形式で出品物の名称・出所・使用筋・製造方法・一ヶ年の産出高などが改めて取り調べ

近代木曾林業と第二回内国勸業博覧会

られたようである。同様の通達・上申が山林局と木曾出張所の間でやりとりされる中、出品物が確定していった。

そして第二回内国博覧会まで残り三ヶ月を切ると、いよいよ木曾出張所では出品物を通運会社に委託して東京へと輸送している。つぎの史料は、木曾地方からの出品物の中、木曾材の運送に際して木曾出張所長から山林局長に宛てた上申書である。⁽¹⁴⁾

〔史料二〕

十三年十二月八日

遠藤松太郎

所長 属

博覧会出品物進呈之儀上申

明治十四年内国勸業博覧会開設ニ付、諸場へ出品之義、豫テ御達之旨趣ニ基キ木曾材鑑并材質見本トモ別記書通り通運会社ニ委託、進呈仕候、且、解説ハ不日差出申候、此段上申候也

十三年十二月八日

山林所長

局長宛

追テ信濃全国、目下当庁所管ニ属シ候得共、博覧会出品材採収方御発令、当村ニアリテハ各林区々分烈致シ居候ヨリ、採収材モ一木種ニシテ自今ニ三種貯蔵有之、右ヲ不残今日差出候時者、一管内出品材重複之姿ニ相成候ノミナラス、経費モ亦不勤、旁目下当庁所管内ヨリ一種ツ、差出候見込ヲ以テ、重々木曾地方ニ於テ採収材壱種ツ、差出候間、其旨宜敷御承知相成度、此段添申候也

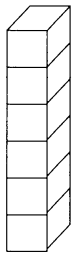
明治十四年内国博覧会出品材員数表

木種	皮付板数	柾目板数	板目板数	木片用材数	小計
檜	三	三	三	一	一〇
樺(サワラ)	三	三	三	一	一〇
榎	三	三	三	一	一〇
樺(ヒバ)	三	三	三	一	一〇
鼠子(ネズコ)	三	三	三	一	一〇
榎(樅)	三	三	三	一	一〇
榎(ツガ)	三	三	三	一	一〇
赤松	三	三	三	一	一〇
落葉松	三	三	三	一	一〇
五葉松	三	三	三	一	一〇
唐檜	三	三	三	一	一〇
白檜	三	三	三	一	一〇
杉	三	三	三	一	一〇
樺(ケヤキ)	三	三	三	一	一〇
橡(クヌギ)	三	三	三	一	一〇
朴(ホオ)	三	三	三	一	一〇
栗	三	三	三	一	一〇
塩地	三	三	三	一	一〇
姫子松	三	三	三	一	一〇
合計	五七	五七	五七	一九	一九〇

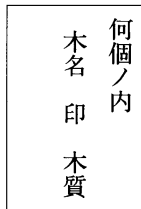
凡例

一板類寸方ハ一月廿四日出発四号御達ニ照準シタ仕上ニ造材セリ

一木片用材ハ渾テ図ノ如ク六個分ヲ壹挺ニ造材セリ



一木種板類ヲ区分スル為メ、左ノ図ノ如キ紙札ヲ製シ所印ヲ捺シ糊貼セリ



このように、員数表にある一九種の出品材を凡例の寸法・形状に則つて皮付板・柾目板・板目板・木片用材の四通りに造材し、木名・木質を記し所印を捺した紙札を糊付けして東京へと運送している。また今回は出品材の現品のみを送り、各出品材の解説は別途送付するとしている。さらに、信濃国内各林区所ごとに「分裂」して出品材を採収・運送する都合上、重複を恐れて木曾出張所からは必要最小限の員数に留めた旨が添えてある。この添書からも木曾出張所はじめ各出張所が独自に出品物を選定した様子がうかがえよう。

(二) 出品物の内訳

こうして開催まで三ヶ月を切った時点で、木曾出張所から東京へ続々と出品物が送られていった。本節では各出品物ごとにその内訳を確認したい。

① 出品樹木

木曾出張所管内からの出品物は、何といつても樹木・木材が中心であり、

表2 博覧会出品樹木産地取調書

No.	樹名	産地	伐採(明治13年)	樹木有シ位置	地質	寒暖	方向	雪霜度
1	檜	西筑摩郡駒ヶ根村字麿香沢	4月21日	山麓	肥地	暑80度・寒15度	北向	ヨタシ
2	榎(サワラ)	西筑摩郡福島村字巢山	4月3日	山腹	陰湿	暑90度・寒12度	北向	ヨタシ
3	榎	西筑摩郡福島村字巢山	4月3日	山腹	陰湿	暑90度・寒12度	北向	ヨタシ
4	赤松	東筑摩郡波多村字波多	3月20日	平坦	砂土	暑90度・寒20度	東向	ヨタシ
5	樺(ヒバ)	西筑摩郡駒ヶ根村字麿香沢	4月21日	山麓	肥地	暑80度・寒15度	北向	ヨタシ
6	鼠子(ネズコ)	西筑摩郡福島村字机ノ沢	4月4日	山脊	瘠地	暑95度・寒12度	北向	ヨタシ
7	榎(ツガ)	西筑摩郡福島村字巢山沢	4月3日	山腹	陰湿	暑95度・寒12度	北向	ヨタシ
8	樅(榎)	西筑摩郡福島村字角ヶ沢	4月2日	山脊	陽燥	暑95度・寒12度	南向	ヨタシ
9	杉	北安曇郡社村神明社上地	4月5日	斜面	陽燥	暑90度・寒20度	南向	ヨタシ
10	五葉松	西筑摩郡王滝村字三笠山	4月10日	山腹	陽燥	暑78度・寒11度	南向	ヨタシ
11	姫子松	西筑摩郡福島村字札ノ沢	4月4日	山脊	瘠地	暑95度・寒12度	北向	ヨタシ
12	落葉松	西筑摩郡王滝村字蛇尾	4月9日	山麓	肥地	暑78度・寒11度	東向	ヨタシ
13	唐檜	西筑摩郡王滝村字三笠山	4月10日	山腹	陽燥	暑78度・寒11度	南向	ヨタシ
14	白檜	西筑摩郡王滝村字三笠山	4月10日	山腹	陽燥	暑78度・寒11度	南向	ヨタシ
15	樺(ケヤキ)	西筑摩郡福島村字和合沢	4月5日	山腹	陽燥	暑95度・寒12度	東向	ヨタシ
16	塩地	西筑摩郡王滝村字蛇尾	4月9日	山麓	肥地	暑78度・寒11度	東向	ヨタシ
17	朴	西筑摩郡福島村字巢山	4月3日	山腹	陰湿	暑95度・寒12度	北向	ヨタシ
18	橡(クヌギ)	西筑摩郡福島村字前山	4月2日	山腹	肥地	暑95度・寒12度	東南向	ヨタシ
19	栗	西筑摩郡福島村字前山	4月2日	山腹	肥地	暑95度・寒12度	東南向	ヨタシ

※「(明治十三年)博覧会一件録」(「中部森林管理局所蔵史料」整二〇七)所収「博覧会出品樹木産地取調書」より作成。

一九種の木種を出品していたことは、前節で述べたとおりである。明治一三年二月一九日、出品材の運送に遅れること九日後に、博覧会出品樹木取調書と博覧会出品材解説が別途送付された。この両書から出品樹木の内容について見てみたい。ともに長文のため、表2・表3としてまとめた。

博覧会出品樹木産地取調書には、各出品材ごとに産地・伐採時期・樹生地・地質・気候・樹生方向・霜雪の度合が目録としたまとめている。木曾五木はじめ様々な樹木が木曾出張所管内にあたる西筑摩郡一帯から採出された様子がうかがえる。ただし、産地としては福島村と王滝村が目立つ。また、明治一三年四月中には全ての樹木が伐採されていて、前節(史料三)で述べた出品物の見込みを上申しした段階で、すでに出品する樹木の準備ができていたようである。

博覧会出品材解説には、各樹木の解説と効用が列記されている。特に解説では樹木の伐採までの期間にくわしく、長くて七・八〇〜百五・六〇年年、早くとも二〇〜三〇年かかるとして、山林育成に必要な年月の大きさが強調されている。また、橋梁や家屋などに加え、船艦の用材としての効用が強調されている点が明治という時代を反映していて興味深い。

この両書の内容が出品樹木それぞれに揭示され、木曾五木をはじめとした一九種の樹木は博覧会場に展示されたのである。

② 官林図と木曾谷模造彫刻

もちろん、出品物は樹木・材木のみではなく、木曾地方の様子が一覽できる絵図や模型もまた、合わせて出品されている。その一つが官

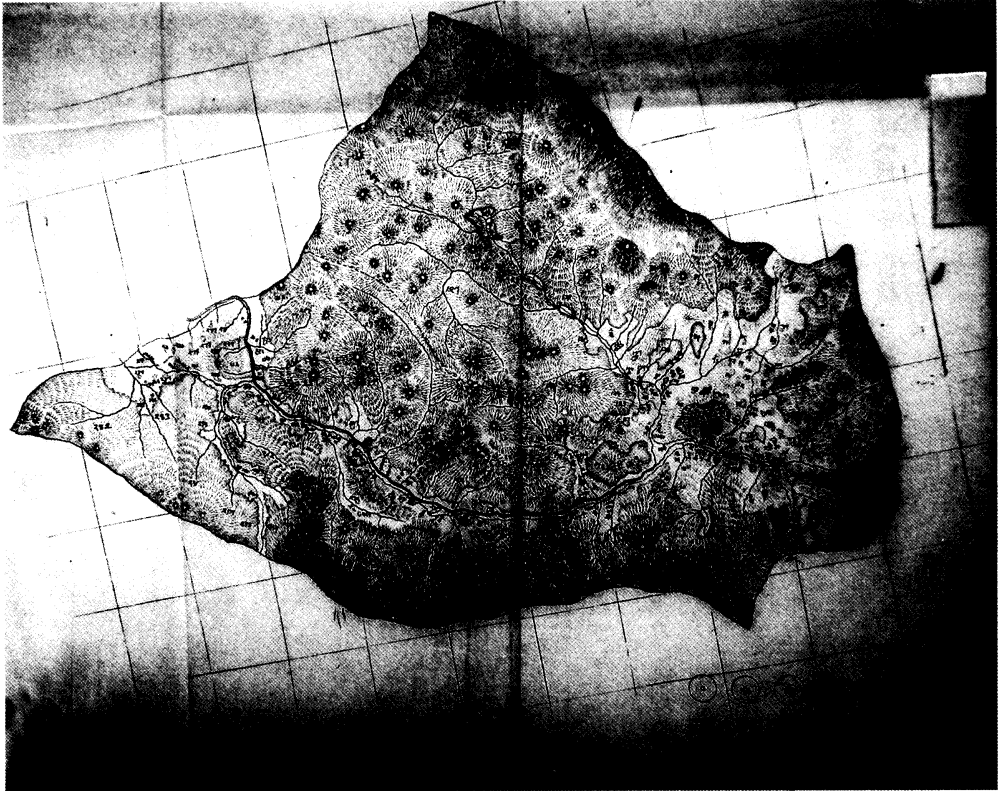
表3 博覧会出品材解説

No	樹名	解説(原文は漢字とカタカナ)	効用(原文は漢字とカタカナ)
1	檜	深山高陸の地に適す、其材直良にして緻密(マツ)なり、斫伐は七八十年乃至百五十年前後を度とす	橋梁・家屋建築・農具、其他百艘器具の材に施し、一として至良ならざるはなし
2	樅(サウラ)	深山幽谷潤湿の地に適す、七八十年乃至百五十年前後を伐期とす	桶材に格好、其他匣箱・器具等効用頗る広し、近來家屋の天井に用ゆ桶船の類に用ひ、久に耐えて腐朽せず、又人家に栽植して庭園を粧飾すべし
3	檜	諸地生せざるなしと雖も温暖岩石の地に繁殖す	
4	赤松	土地の肥瘠を問はず生し易し、然れども樹性陽燥の地を好み陰湿の地に適せず	船艦・棟梁・器械等に至ては資用極めて広し
5	樅(ヒバ)	山腹陰湿の地に繁殖す	橋梁・柱杭の材に供し、頗る堅硬なり
6	鼠子(ネズコ)	樹性燥地を好み山腹以上に生す、木質杉に類す、一名を黒部杉と云ふ	材質軟にして木理直く脂気皮目に多く水湿ニ値ひて朽腐の患なし、戸・障子・天井等に専用す、又板に挽き壁に換るなり
7	樺(ツカ)	樹性寒冷の地を好み、故に深山半腹以上に生茂して密林を成す、又園庭に植て景色最佳なり	棟梁材となすべし、木理細美のものを以て家柱・門扉の類を作り最も貴重品となす、其他器具を製して佳美なり
8	樅(樺)	土地寒冷を問はず山中原野皆生す、然れども高燥の地に適す、故に山腹以上に生するもの高大にし最も美良のもの多し	棟梁・器具の用最も広し、品位樺に垂く
9	杉	地として生せざるなしと雖も就中深谷に適す、四五十年より七八十年を斫伐の適度とす	家屋・橋梁より板戸・桶箱・器具に至る迄効用極めて広し
10	五葉松	樹性山腹陽燥の地を好みて深谷陰湿の地に適せず	家屋建築の材に用ひ最も佳なり
11	姫子松	樹性高燥の地を好み深山陰湿の地に適せず、又人家庭園二栽て粧飾す	棟梁の用に充つべし、効用殆ど赤松に垂く
12	落葉松	高山寒冷の地に能く繁殖して生長他木に先立ち二十年乃至三十年にして柱材となり、六七十年にして伐期に至るべし	家屋を建築するに最良の材にして船艦器具其他の用に任えざるなく、又水に植て朽腐せず、久しく耐ゆ
13	唐檜	高山諸木の生長稍々稀少なる高層の地に能く生長す、故に御岳・駒ヶ根の半腹以上に頗る繁殖す	曲輪・匣箱・挽板・片板等、其用に任え、而して庭園に栽植して風致実に愛すべし
14	白檜	高山の諸木の生せざる如き高地に能く生長し御岳・駒ヶ岳の中腹以上に長茂せり	匣箱・算板・器具の用に供すべし、品位稍々唐松に垂く
15	樅(ナヤキ)	温暖岩石の燥地に適す、湿地にあるものに比すれば燥地にあるものは生長遅しと雖も堅硬なり	船艦・巨車・建築用器具に供し久に耐え腐朽せず
16	塩地	深山に自生し深間寒湿の地に在るもの最能く長茂して美なり	材質堅硬にして船艦・棟梁の用に充て、又机案・匣箱の器具を製すべし、其木質稍々樺に垂く
17	朴(ホオ)	深山に適す	刻板・折組・版木等の用に供し、反張開裂の患なし
18	樅(クヌギ)	深山中陰湿の地に適す	机案・匣箱の類を製し頗る雅美なり、折裂の患なしと雖も湿気に値ひは反張する恐あり
19	栗	山中原野を問はず能く成長(マツ)し、就中隆寒の地生長最も速かなり	船艦・建築土台、其他資用する所大に広し、薄片となして屋根を葺くときは三四十年の久きに耐え、又美を採り食用に供す

※「明治十三年」博覧会一件録」〔中部森林管理局所藏史料〕 整二〇七)所収「博覧会出品材解説」より作成。

※樹名の順番は表2「博覧会出品樹木産地取調書」によった。

図版 1 第四大区東御岳中林区官林図



〔(明治十四年)第二回内国勸業博覧会書類〕〔中部森林管理局所蔵史料〕整二八一)より。

林図である。官林図は山林局の要請により作成され、反別・木数などが表記された絵図であった。図版1の「第四大区東御岳中林区官林図」は展示に先立って確認のため山林局に提出した雛形である。恐らく展示品も同様のものではあったと考えられる。¹⁶⁾

また、木曾地方の立体模型(木曾山模造)が展示されている。残念ながら、この模造の図版などは確認できない。しかし、木曾山模造を東京に送付する際、同時に添付された解説書の概要から模造の姿がうかがえる。つぎの史料は、明治一三年九月二八日、博覧会事務掛から木曾出張所に宛て、木曾山模造の解説に必要な内容一六件について照会を求める通達である。¹⁷⁾

〔史料四〕

第二回内国勸業博覧会へ出品可相成木曾模造雛形之義ニ付、第一類五十二号ヲ以御上申ニ対シ、九月十三日付御指令之趣モ有之、

就テハ右解説入用之廉、別紙之通御取調、現品御送付之節、同時に御回シ有之度、此段及御照会候也

明治十三年九月廿八日 本課博覧会事務掛

木曾出張所御中

木曾山模造解説入用

概件

一 官林民林ノ境界

但、民林ハ入合カ村持カ所有者アルカノ印シ

一 村名 村ノ境界

但、近年合村以前ノ村名并小名、人家ノ所在、戸口員数、村柄

ノ貧富、風俗、居民ハ何ヲ産業トナスヤ

一 蹊路ノ迂直・広狭・隘夷・通塞

但、何所カラ何所ニ至ル凡何里

一 山ノ字ヤ谷々ノ小名

一 荒蕪地ノ広狭

但、土砂流出ノ場所

一 牧草地

但、刈草ハ田地ノ肥料カ牛馬ノ糞料カ

一 谷々ノ地勢方向

但、地勢何ノ方角ニ面スルヤ、險阻カ、傾斜カ、平夷カ

一 降雪深淺

但、例年何月何日頃ヨリ何月何日迄雪消セス、大雪ハ深サ凡何丈尺

ニ至ル

一 各所氣候寒暖

一 地疾ノ肥瘠

但、岩石カ、泥盤石質カ、花岡石質カ、塩土カ、壤土カ、砂地カ、
塊土ノ淺深、個混カ、乾燥カノ類

一 林木ノ粗密

但、鬱蒼タルカ、荒涼タルカ

一 樹木ノ種類

但、某地ハ何々等ノ樹種ニ適應スルヤ、何々樹凡何分、何々樹凡何

分ノ類

一 林ノ年度

但、立樹ハ現今幾年ヲ経タルモノナルヤ、或ハ伐木ノ後凡幾年歴タ

ルヤノ類

一 樹木成長ノ遅速

但、何地ニ生スル何ノ樹ハ凡幾年ヲ経シハ高サ凡幹圍ハ凡何丈尺ニ

至ルヤ

一 溪潤ノ広狭深淺長短

但、支流ノ小名、水勢ノ緩急等

一 運材ノ便否

但、人力ニシテ負担スル場所、操落ス場所、纏ヲ設ケル場所、管流

シノ場所、筏流シ場所

この照会件名から分かるとおり、木曾山模造には、官林民林の境界・村名・村境・蹊路・山の字名・谷名・荒蕪地・牧草地・谷々の地勢・降雪状況・各所の氣候・地質・林木の様子・樹木の種類・林の樹生年度・樹木生育状況・溪潤・運材の様子など、多数の情報が盛り込まれていた。よって、景観のみならず林業の概況や民情などが一覽できるよう工夫された模造であり、規模は小さくはなかったと考えられる。

③ 伐木器械

さらに、樹木の伐採や造材に使用する器具も出品されている。例えば、明治一四年一月二四日、展示用の「伐木器械」が不足のため、購入の上、東京へ通送するよう求める通達への回答書には、購入器械として「墨壺 忝筒」「サシガネ 但、造材間知等ニ相用分」「目戸斧 忝挺」「鉋 忝挺 但、鞘共」「鳶口 忝挺」の五点が記されている。¹⁸⁾

また、博覧会経費受払簿の中にも「出品器械費払之部」としてその支払い費用が確認できるが、購入の内訳から「出品器械」の具体名が判明する。¹⁹⁾

〔史料五〕

出品器械費払之部

一金式十五銭 鉋サヤ壺個代
 一金三十三銭 蔦口壺個代
 一金四銭 墨壺壺個代
 一金壹円廿壹銭六厘 曲尺壺丁代
 一金壹円七十銭 斧壺丁・鉋壺丁代
 合計 金三円五十三銭六厘
 上松駅 樋口初太郎渡
 同駅 王滝兼吉渡
 同駅 樋口初太郎渡
 名古屋 岡谷宗助渡
 福島村 長谷川五郎右衛門渡

このように、伐木・造材の器械として展示されたのは「墨壺」「サシガネ」「目戸斧」「鉋」「蔦口」「曲尺」「斧」「鉋」など伝統的な道具類であった。例えば織物業では、渡辺・柴田兄弟の足踏み式織機や臥雲辰致のガラ紡機など、改良進歩という第二回の目的に相応しい機器が展示されたのに対して、林業の「器械」は一見して見劣りするものであった。

④ その他の出品物

表4 木材以外博覧会出品蒐集品目

種類	名前
虫類	蝶 蜜蜂 山繭 方名トチカンシヨウ 方名コトラ虫
石類	硝子石
土砂	滑石 石彫 石灰石
茸類	椎茸 皮茸 岩茸
蕈草	黄蓮 附子 川弓 桔梗 独沽 山茶 御種人参 当薬
諸製品	樺皮箕 榧油 ホリキ油 ヘホカヤ油 シシヤ油 葡萄酒 山楮紙

※「博覧会綴込局員・人民之部」(「中部森林管理局所蔵史料」整二一八)より作成。

第二回内国博への出品物として、木曾出張所は主として樹木を展示したが、それ以外にも様々な山林の副産物を収集・展示している。表4は明治一三年三月二日に木曾出張所から管内の村々に宛てて、博覧会出品のため「期節ニ従、漸々蒐集可被成」との通達に添えられていた蒐集予定品目を一覽としたものである。²⁰⁾ 虫類・石類・土砂・茸類・蕈草・諸製品といった六種類二七品目が蒐集され、所定の処理が行われた上、展示に供されている。

以上が第二回内国勸業博覧会に際して木曾出張所が採出・展示した出品物の内訳である。全体の印象として、第二回内国博を彩っていた進歩改良を示すような林業に関する新技術の展示は見当たらず、むしろ伝統的な山林の主・副産物および林業技術を淡々と展示している。こうした出品物への評価や意義については、第三章第二節で詳述したい。

(三) 博覧会出品経費の内訳

それでは今回の博覧会において、木曾出張所で負担した経費は如何ほどであったのか。表5は、博覧会開催の前々年度(明治一二年度)と前年度(明治一三年度)について、博覧会経費に関する書類から諸経費をまとめたものである。²¹⁾

元受金は、前々年度に金四一五円余、前年度に金四八〇円余で、前年度の方が多く計上されているが、実際の仕払合計は、前々年度は金四一五円余、前年度は金三五五円余で、前々年度の方が多く予算消化してい

表5 博覧会出品経費一覧(明治12・13年度)

年度	明治12年度	明治13年度
出品費元受金合計	金415円10銭2厘	金480円57銭8厘
諸備給(小計)	金18円51銭4厘	金37円15銭8厘
需用費(小計)	金2円24銭8厘	金29円13銭2厘
運送費(小計)	金45円14銭	金38円4銭4厘
模像運送費(小計)	金350円	金111円57銭3厘
彫刻費(小計)		金135円75銭
出品器械費(小計)	—	金3円53銭6厘
電信料(小計)	—	金65銭5厘
仕払合計	金415円10銭2厘	金355円81銭8厘
残金	金無之	金124円76銭 (8月23日付残金返却済)

※「明治十三年七月博覧会出品経費精算簿」(「中部森林管理局所蔵史料」別六九)、「明治十三年度第二博覧会経費受払簿」(「中部森林管理局所蔵史料」整二二八)より作成。

る。これは、前々年度に木曾山模造関係費が金三五〇円であったのに対して、前年度は金二四七円余(運送費+彫刻費)と、金一〇〇円余もの差があったからである。何れにしても注目すべきは、前々年度・前年度とも木曾山模造に経費のほとんどを消化している点である。これは、木曾山模造が恐らく巨大であったためと考えられ、だからこそ、前年度に運送費だけで金一一円余もの経費が使用されたのであろう。

また、前々年度に比べて前年度の諸庸給(雇用費)、需用費(諸雑費)の増加が目立つ。やはり開催前年度ということもあり、様々な雑務が増加し人員も強化されたのであろう。

なお出品物に関する経費は、木曾山模造関係費が突出して計上され、他

は前年度に出品器械費金三円余が計上されているだけで、樹木に関する経費が見当たらない。これは「博覧会に対する各府県の協力体制が整い、地方行政の末端で出品収集活動に精励した出品世話掛の存在」が大きいと考えられる。²²⁾すなわち、出品物のうち樹木に関しては、山林局に直接関わる物品であるだけに、木曾出張所の通常予算の中で処理されたのであろう。²³⁾

以上、中部森林管理局所蔵「内国勸業博覧会関係文書」七点から、木曾出張所による第二回内国博への出品状況を見てみた。まとめると、出品物の内容は山林局の指示によるのではなく、あくまで木曾出張所からの出品見込みに基づき、木曾出張所の上申通りに決定していた。その出品物は、木曾山林の主な樹木一九種をはじめ、官林図や木曾山模造、伐採器械、虫類・石類・土砂・茸類・蕨草・諸製品といった木曾地方の副産物など多岐にわたる。とはいえ、第二回内国博の目的である進歩改良を示すような林業に関する新技術は見当たらず、むしろ伝統的な林業産物・技術を平然と出品物している。何れにしても開催の前々年度・前年度に合わせて金七七〇円余を計上しており、その経費は少なくはない。

では、木曾出張所の出品物に対する評価はどうであったか、次章にて検討したい。

三 第二回内国勸業博覧会での評価と木曾林業

「内国勸業博覧会関係文書」七点の中には、残念ながら褒賞をはじめとした出品物への評価に関する文書は含まれていない。そこで本章では、農商務省博覧会掛が作成した『明治十四年第二回内国勸業博覧会報告』(以下『第二回報告書』)を利用して、第二回内国博における林業全般に対する評価

を確認する。⁽²⁴⁾その上で、第二回内国博への出品状況からみた近代木曾林業の様子について一考したい。

(一) 内国勸業博覧会と林業の評価

林業に関する評価は、つぎのような一文から始まる。⁽²⁵⁾

〔史料六〕

第十一類 樹林産物

本類の出品は各地方類の採収に尽力せり、其名称区別及び排列位置等の如き前会に比すれば較観を改むるものあり、されと概して之を言へば博物学上の陳列にして山林経済上の本旨に合ふもの甚た少しとす、是れ山林家の遺憾とする所なり

独り山林局の出品は大に其体面を異にせり、前会地理局の出品に比すればは数層の改良を見るに足る観者の為に裨益を与ふること浅少にあらす、然れとも原来山林の事は世人の久しく度外に措きたるを以て此等の出品に対して大に憾触を起し随て之を實際の事業上に参酌するもの恐くは寥々なるへし(後略)

このように、樹林産物の展示全般に対する博覧会掛の評価は低く、「博物学上の陳列」にすぎないと断じている。しかも、林業とは「世人の久しく度外に措きたる」ことであり、より詳細に解説しなければ出品物の良否を「世人」は確認できない分野であると指摘している。続けて同報告書では、もし「世人」が材木を一目見て良否が判断できるなら「材木問屋に囁すれば全国の良材一朝にして皆聚まるへし」とまで酷評している。

では、博覧会掛が樹林産物の展示に何を求めていたのか。それは「専ら

経済の点に着眼し山林繁殖の要務を調査」した展示であった。同報告書所収の審査官片山直人による評論でも、山林事業は数多の年月を必要とする性質上、ただ産物の優劣を競うものではなく、「必や造林の目的及び實際施行の適否及び其方法考案の良否を詳細に解説して實際施行の適否と方法考案の適否を競ふべき者」であるとしている。にもかかわらず、今回の出品中、「造林法」の解説は僅かで「有名の産地に就き之を採収して出品するもの」ばかりであったという。続けて片山は、一応、木曾の檜・秋田の杉・日向の樺・鹿児島の大欅を「適地の良材」として賞揚している。裏を返せば、これら樹木の名産地こそ「有名の産地に就き之を採収して出品」しただけの地域として断じられたとも取れる。

樹林産物への酷評は、そのまま褒賞数にも反映されている。『第二回報告書』によると、第二回内国博における第五区農業に関する出品数三万一九〇七点のうち褒賞数は一七七四点で、平均して五・六%が褒賞されている。こうした中、第十一類樹林産物は、出品数二〇一九点のうち褒賞数は二八点(一・四%)でしかなく、全出品部類のうち最低であった。

(二) 近代木曾林業の様相

では、当時の木曾林業はどのような状況にあったのか。『第二回報告書』での林業全般に対する酷評をふまえて、改めて木曾出張所の出品状況について一考したい。⁽²⁶⁾

第二章でみたかぎり、木曾出張所による第二回内国博への出品状況が「博物学上の陳列」であった点は否めないかも知れない。明治一四年の第二回内国博の開催期前後、木曾地方は官林下戻し運動が盛んとなり、また、

官民有林区別再調査請願書が、農商務省・長野県・木曾出張所などに相次いで提出されるなど、官庁と木曾地方住民との対立が最高潮に達していた。官民間の対立が日常化しているこの時期、「有名の産地に就き之を採収し出品する」のが精一杯であり、ましてや「造林法」考案の調査は難しかったと考えられる。

しかし一方、片山直人が評論の冒頭で「山林の事業は数多の年月を以て成就するもの」と断じているとおり、林業は山林育成から伐採まで多くの年月をかけて計画的に進めねばならない産業であった。これは、表3「博覧会出品材解説」において、樹木の育成に必要な年月の長大さが強調されていた点からもうかがえよう。すなわち林業では、完成された伝統技術にこそ実用性があり信頼も高く、織機や紡績機のような改良進歩は必ずしも必要ではなかった。

だからこそ、「有名の産地」として歴年林業にあたってきた木曾出張所からの出品物は、木曾五木を中心とした樹木と、伝統的な伐木器械といった江戸時代以来の産物・技術が中心となった。事実、明治一〇年代にあつて、木曾林業は檜の植栽や伐木運材の技術で高い評価を受け、他府県から指導を求められていた。また、明治二二年の御料林編入後も、木曾地方の運材は木曾川水系を利用した小谷狩・大川狩・筏送という江戸時代以来の作業手順で行っていた²⁶。よって「人力ニシテ負担スル場所、操落ス場所、纏ヲ設ケル場所、管流シノ場所、筏流シ場所」など「運材の便否」を盛り込んだ木曾山模造は、そのまま木曾の伝統的運材技術を誇示した出品物でもあったわけである。

また、木曾地方をはじめとした長野県下の山林でも『第二回報告書』が求めるような「造林」の努力がなかったわけではない。明治一一年三月に

は内務省が官林への民間による部分仕付条例を公布し、東京西ヶ原には樹木に関する試験場が設立され日本各地の樹実採取、実験、頒布が行われるようになった²⁹。これをうけて、明治一四年二月には長野県が山林保育の布達を出し、同年一二月には県議会より県植林奨励規則が定められている。

結局、博覧会事務局が林業に「造林法」といった改良進歩を象徴する展示を期待したのに対して、木曾出張所は明治期に入ってなおも評価の高い伝統的な技術の展示した。こうした中央と現場との考えた方の齟齬が、『第二回報告書』のような酷評に表れたようである。にもかかわらず、第二回内国博の出品において木曾出張所が伝統技術の出品に終始した点は、林業の継続性の大事さを物語っているともいえよう。

おわりに

以上、中部森林管理局所蔵「内国勸業博覧会関係文書」七点を中心として、第二回内国勸業博覧会への木曾林業の出品状況について明らかにし、明治前期における木曾林業の様相について検討してきた。まとめるとつぎのとおりである。

第二回内国勸業博覧会は、明治一四年に東京上野公園で開催された博覧会である。明治一〇年第一回の目的が、全国の物産を広く国民に開陳し、民衆に「眼視の力」を磨くことであつたのに対して、第二回では「物品の比較」を主眼とし、各館内の陳列では横軸を府県別、縦軸を部類別とし、観覧者が一目で出品物の力量を比較できるように工夫してあつた。

この第二回内国博には木曾出張所も参加し多くの出品物を展示した。出品物は、概ね木曾出張所の見込み案どおり山林局に裁可され、木曾出張所

による現地林業への取り組みをそのまま反映した内容となった。その内訳は、木曾山林の主な樹木一九種を中心に、官林図や木曾山模造、伐採器械、木曾地方の副産物など多岐にわたっていた。しかし、第二回内国博を彩っていた進歩改良を示すような林業上の新技術といった出品物はなく、むしろ伝統的な林業技術の出品に終始していた。

こうした木曾出張所をはじめとした林業関係の出品物に対して、博覧会掛の評価は低かったようである。「博物学上の陳列」にすぎないと断じられている。というのも博覧会掛は、改良進歩を表すような「造林法」に関する展示を求めていたからである。しかし、もともと林業とは継続性こそ重要であり、「有名の産地」である木曾出張所が出品物で展示したかったのは、むしろ伝統的な技術であった。事実、明治期に入ってなお木曾林業では江戸時代以来の技術が踏襲され、他府県からも指導が求められるほど、その伝統技術は有用であった。

何れにしても、第二回内国博への木曾出張所の出品物は、改良進歩のみでは語れない林業の継続性と、江戸時代以来の「有名の産地」が保持する伝統技術の高さをかいま見せてくれるものであったといえる。

註

- (1) 竹内誠編『徳川幕府事典』(東京堂出版、二〇〇三年)、「木曾の山林」の項。
- (2) 地方史研究協議会編『地方史事典』(弘文堂、一九九七年)、「木曾の林業」の項。
- (3) 『長野県史』通史編第七巻近代一(長野県、一九八八年)、第六章「産業革命期の長野県経済の発展」第三節「林野政策の展開と木曾御料林」を参照。
- (4) 主なものとして、大島真理夫「長野県木曾地方における明治前期の官林境界調査について」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和五一年度、一九七七年、北

條浩「官林の成立と初期官林政策」(同上)昭和五二年度、一九七八年、町田正三「木曾谷山林の官民有区分について―木曾御料林事件の起因―」(同上)昭和五二年度、一九七八年、大島真理夫「木曾谷公有地五木調査について」(同上)昭和五六年度、一九八二年)など。

(5) 所三男「青山半蔵と木曾の山林事件」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和四六年度、一九七二年)や北條浩「島崎藤村「夜明け前」における木曾山林事件の背景としての文学的イデオロギーの側面」(同上)第三三三号、一九九八年)を参照。

(6) なお、第二回内国博に関連する行政文書は、平成九年度夏企画展図録『殖産興業と万国博覧会』(長野県立歴史館、一九九七年)所収の「長野県立歴史館蔵博覧会関連行政文書一覽表」にも二点しか掲載されておらず、今回確認できた木曾地方に関する七点の文書の有用性がうかがえる。

(7) 『博覧都市 江戸東京展』(江戸東京歴史財団、一九九三年)八〇・八一頁。

(8) 内国勸業博覧会の概要については、『明治林業逸史』(大日本山林会、一九三一年)所収「林業に関する会団及博覧会」、『週刊朝日百科日本の歴史』一〇六博覧会 近代化と技術移転(朝日新聞社、一九八八年)、前掲註(7)『博覧都市 江戸東京展』、前掲註(6)『殖産興業と万国博覧会』、國雄行『博覧会の時代―明治政府の博覧会政策―』(岩田書院、二〇〇五年)を主に参照した。

(9) 前掲註(8)『博覧会の時代』九四―九六頁。

(10) 前掲註(8)『博覧会の時代』二二・二二三頁。

(11) 前掲註(8)『博覧会の時代』八八頁。

(12) 「明治十四年第二回内国勸業博覧会書類」(中部森林管理局所蔵史料)、以下「中部」整二八二。

(13) 前掲註(12)同史料。

(14) 「明治十三年博覧会二件録」(「中部」整二〇七)。

(15) 前掲註(14)同史料。

(16) 前掲註(12)同史料。

(17) 前掲註(14)同史料。

(18) 前掲註(14)同史料。

- (19) 「明治十三年度第二博覧会経費受払簿」(「中部」整二二八)。
(20) 「博覧会繰込局員・人民之部」(「中部」整二一八)。
(21) 「明治十三年七月博覧会出品経費精算簿」(「中部」別六九)、前掲註(19)同史料。
(22) 前掲註(8)「博覧会の時代」九五頁。
(23) 例えは長野県飯田出張所の事例として、「明治十三年自一月監守申報繰込」(「中部」整一七二)には、各小林区の監守が同年四月ごろ博覧会出品材の伐採のため出張している様子が散見する。詳細は坂本報告を参照。
(24) 「明治十四年第二回内国勸業博覧会報告」(農商務省博覧会掛、一八八三年)。
(25) 前掲註(24)同報告書「第五区農業」第十一類樹林産物の項。
(26) 明治一〇年代における木曾地方の概要については、「南木曾町誌」通史編(南木曾町史編さん委員会、一九八二年)、前掲註(3)同書、『木祖村誌 源流の村の歴史』(下)近・現代編(木祖村誌編纂委員会、二〇〇〇年)を参照した。
(27) 前掲註(25)同書。
(28) 前掲註(3)同書六一四・六一五頁。
(29) 西ヶ原試験場については、「明治十三年樹美採拾一件」(「中部」整二二三)および大田報告を参照した。